

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：13701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02700

研究課題名（和文）戦後日本における学生の地位と権利に関する歴史的研究：GHQ文書の分析を中心として

研究課題名（英文）a study of the student's status and rights after World War 2

研究代表者

廣内 大輔（Hirouchi, Daisuke）

岐阜大学・教育推進・学生支援機構・准教授

研究者番号：10620792

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、終戦後から平成期までの、わが国における学生の地位、権利、大学運営への学生参加について、主にはそれがどのように議論されてきたのかを調査するものであった。国会図書館に出向き資料収集を行うことから着手したが、その後、コロナ騒ぎが起こったこともあり、順調に研究を進めることができなかった。そこで断念し、研究費の残額を返還することとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上述のとおり、実質的な研究をほとんど行えないまま断念することとなったため、成果を発表するには至っていない。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify a series of discussion regarding students status, students rights, and student participation in university governance after the World War 2. But because of mainly COVID-19 crisis, I decided to restore funds to JSPS.

研究分野：高等教育論

キーワード：GHQ文書 戦後大学改革 学生の地位 学生の権利 学生参加

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

現在(研究開始当初), 我が国では, 大学に通う学生が, いったいどのような地位にあり, どのような権利を有するのかが明らかでない。ここ 10 年程の大学改革の中では, アクティブ・ラーニングという言葉が盛んに喧伝されている。それは, 学生たちに, より主体的であれ, より能動的であれと促すことと理解されているが, その一方で, そもそも大学において学生がいかなる権利を有するののかについて, 関心が向けられているようには思えない。言わば, 日本において学生はこれまでずっと管理される対象であり, 改革された教育を一方的に施される対象でしかなかったと言えるのである。そしてこのことは, 我が国の高等教育が, 他の先進国に対して遅れを取っている点の一つである。

2. 研究の目的

上述のとおり, 日本における学生の地位や権利については, そもそも高等教育関係者の意識が向けられていない状態にある。

この点を改善するためには, 例えば一つには, 今現在, 我が国に存在するすべての大学が, それぞれの大学に在籍する学生の地位や権利をどのように捉えているか(具体的にどのような文章によって示しているか) を調べる方法もあろうが, 本研究では, 何よりも, 戦後から現在に至る歴史の中で, 学生の地位や権利がどのように論じられてきたのかを明らかにすることを目的とする。とりわけ, 戦後直後のいわゆる戦後大学改革期に着目し, この時期に, 日本の学生像構築にあたってアメリカ側の意向がどの程度あったのかを明らかにすることを目的とした。

加えて, これを補完する目的で, 戦後制定された学校教育法などの法令の成立過程(その中で学生がどのように論じられ, 扱われたか) や, 旧制博士号授与時に行われたとされる人格思想調査や, 昭和 40 年代を中心とした国内の新左翼勢力の動向や, 国立大学が掲げる学生憲章について調べることも, 本研究の目的とする。

3. 研究の方法

(1)

各大学の周年誌や当時の新聞記事を発掘, 読解することで, 戦後大学改革期に「学生」という存在がどのように認識されていたのかを探る。当時の学生の中の声を知ることは特に有効だと考えられるので, そうした記述を探していく。加えて, アメリカ合衆国はメリーランド大学を訪問し, 同大学に残されているブラング文庫に目を通す。

(2)

GHQ 文書の発掘・分析を行う。GHQ 文書の中で, 戦後日本の学生像について言及している箇所を特定する。これは主に国立国会図書館憲政資料室や名古屋大学教育学部や立命館大学に保存されているマイクロフィッシュにて閲覧する。

(3)

複数の教育法令の制定過程における「学生」の扱われ方を整理する。例えば, 学校教育法の成立過程において, 学校(いわゆる一条校) に通う者の呼称と区分がどのように設定されていたのかを, 議論が行われていた時期とともに明らかにする。時期の前後を特定することで, 下級学校(初等中等教育) に係る法律の制定が, 高等教育に学ぶ者すなわち学生の位置づけを曖昧にしたのではないかという問題意識に答えることができる。

(4)

(4 - 1)旧制学位制度における旧制博士号取得者に対して行われた人格思想調査の実態(調査書の書かれ方)を調べる。

(4 - 2)ハワイ大学の高沢文庫を訪問して、かつての新左翼勢力に関する文献調査を行う。

(4 - 3)複数の国立大学が掲げている「学生憲章」に謳われる学生像の研究。

4 . 研究成果

- ・GHQ 文書の収集については、研究初年度に国立国会図書館に出向き、閲覧と複写を行った。
- ・研究計画の進め方について、この GHQ 文書や戦後大学改革に詳しい研究者のところに出張し、対談した。
- ・学生憲章の作られ方について、他国の事例と比較するために、西洋の国の先例を集める作業を行った。

以上の作業に取り掛かったが、その後、いわゆるコロナ騒動が発生し、特に出張を始めとする諸研究活動を上手く進めていくことが困難となった。そこで、所属大学にこのことを伝え、研究全体を断念し、研究費を返還することにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------